市場経済化は情報の公開・開示から

ディスクロージャー研究学会の学会誌「現代ディスクロージャー研究」第一号を発行することができるようになって会員の皆様とともに大変喜んでおります。國村道雄先生、 柴 健次先生はじめ執筆者の先生方のご努力に感謝します。ディスクロージャーを本気で 研究する学会として今後が楽しみです。

冒頭から頭の痛い話題で恐縮ですが、我が国のディスクロージャー体制を語るとき避けて通れない深刻な問題から入らざるを得ないことをお許しください。というのも今年になってバブル経済崩壊に伴う金融機関、証券会社の粉飾決算を裁く裁判の求刑・判決が相次いでいる。いずれも有罪がいわれている。その金額の大きさといい、手口の巧妙さ、被告の地位の高さとともに大きな波紋をなげかけている。バブル経済後10年でようやく裁かれるという裁判の「時間のかかりすぎ」もさることながらディスクロージャー制度がこれほど踏みにじられたことを如実に示した事は先進国では珍しい。

というのも被告は粉飾決算について「決算のやりくりは経営者の裁量の範囲」と法廷で述べているからである。元銀行のトップでかつ元高級官僚は胸をはったのである。ということは官僚として彼はディスクロージャー行政をそういう感覚ですすめてきたわけであり、天下ったあとも銀行の経営者としてディスクロージャー制度を踏みにじってきたのである。自分でそう証言しているのである。

もともと銀行のディスクロージャーは昭和50年代央改正され銀行法による「ディスクロージャー誌」と別に上場・公開銀行は証券取引法にもとづく「有価証券報告書」を出しているが、両方とも無視してきた事になる。もってのほかである。さらに報道によると法的に訴えられているのは違法配当により商法違反、粉飾決算により証券取引法違反によるもので決してディスクロージャーを規定する銀行法違反は訴にのぼっていないのである。銀行法によるディスクロージャーでは訴にならないのか?罰則のない規則は何の効力もない。

元大蔵省証券局の幹部はいったことがある。「銀行はディスクロージャーの治外法権である」と。金融危機は多額の公的資金の投入で乗り越えたが、このように本質的にはなんら解決していないのである。基本ができていないのにシステムは安定しない。公的な存在をいうまえに法的な存在を明確に整備するべきであろう。金融の市場化を進める限りディスクロージャーはその第一歩である。志の低いディスクロージャー誌は廃止し一本化するのがよい。銀行が粉飾決算をしている間は貸付先も同じく粉飾決算するという「悪循環」は断ち切れない。銀行が貸付先の信用リスクを計測するのは当たり前になっているときまずカイより始めよということであろう。情報の対称性を確保することが前提であろう。

2000年3月

ディスクロージャー研究学会会長

吉 村 光 威